

平成25年度有価証券報告書レビューの重点テーマ審査及び情報等活用 審査の実施結果について

金融庁は、有価証券の発行者が提出する有価証券報告書の記載内容について、より深度ある審査を行うため、各財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局（以下「財務局等」という。）と連携して、「法令改正関係審査」、「重点テーマ審査」、「情報等活用審査」を柱とした有価証券報告書レビューを実施している。

平成25年度の有価証券報告書レビューのうち、「重点テーマ審査」及び「情報等活用審査」の実施結果の概要は、以下のとおり。

1. 審査対象

平成25年3月31日から平成26年3月30日までを決算期末とする有価証券報告書の提出会社（4,025社）の中から、重点テーマ審査及び情報等活用審査それぞれについて、審査対象（324社）を以下のとおり抽出。

（1）重点テーマ審査

以下の重点テーマに着目して審査対象を抽出。

- 企業結合及び事業分離等
- 固定資産の減損
- 連結財務諸表作成手続（子会社管理を含む）
- 金融商品に関する会計処理・開示
- 偶発債務（引当金の計上を含む）

（2）情報等活用審査

適時開示や報道、提供された情報等を勘案し、審査対象を抽出。

2. レビューの実施方法

（1）質問状の送付

抽出理由となった重点テーマ等について、審査対象ごとに個別に質問状を作成し、財務局等より順次送付した。なお、質問内容には、以下のような観点も反映した。

- 法令や会計基準への形式的な準拠性のみでなく、投資者にとって十分に明瞭で理解し得る記載となっているか
- 重点テーマ以外のその他周辺事項についても、疑問点はないか
- 有価証券報告書以外の開示書類（四半期報告書や内部統制報告書等）への影響はないか

(2) 回答の審査

財務局等より送付した質問状は、2週間程度の期日内に回答を受け、法令等及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に照らして、会計処理・開示の適正性等を審査した。回答内容に不明点や疑問点が残った場合には、これらが解消するまで、繰り返し追加で質問を行った。

(注) なお、本レビューにおける審査の終了をもって、有価証券報告書の開示の正確性が保証されるものではない点に留意されたい。

また、虚偽記載等が疑われる事案については、証券取引等監視委員会と情報の共有を行う場合がある。

3. レビュー結果の概要

具体的な質問と回答の内容は、各社の状況に応じて異なるものの、概ね適切に開示がなされていることが確認された。ただし、一部の会社において、以下のように有価証券報告書の記載又は質問に対する回答に適切ではない事例が確認された。

(1) 企業結合及び事業分離等

ア. 企業結合時の会計処理と開示（平成24年度より継続、一部を平成25年度に追加）

質問内容

企業結合の会計処理及び開示が適切になされているかを確認するため、企業結合が行われた年度において、以下の事項を質問した。

- 当該企業結合の概要
- 実施した会計処理及び根拠資料

審査結果

取得による企業結合の開示について、注記が全くなされていない事例や、注記されていてもその内容について、以下のように記載が十分でない事例が確認された。

- 取得原価の配分が完了せず、のれん等の金額が確定しない場合に、暫定的な会計処理を行っている旨の記載はあるものの、配分が完了していない具体的な理由の記載がない事例
- のれん及び負ののれんの発生原因について、具体的な内容を全く記載していない事例
- 企業結合が期首に完了したと仮定したときの連結損益計算書に及ぼす影響の概算額について、算定が困難と認められる特段の事情がないにもかかわらず、記載していない事例

留意すべき事項

企業結合が行われた年度においては、当該企業結合の概要等を、法令に従って具体的に記載する必要があることに留意されたい（連結財務諸表規則第15条の12、

財務諸表等規則第8条の17等)。

イ. 事業分離等の実施時の会計処理と開示 (平成25年度に追加)

質問内容

事業分離や連結子会社株式の一部売却等の会計処理及び開示が適切になされているかを確認するため、事業分離等が行われた年度において、以下の事項を質問した。

- 当該事業分離等の概要
- 実施した会計処理及び根拠資料

審査結果

実施した事業分離等について、注記が全くなされていない事例が確認された。

留意すべき事項

事業分離等が行われた年度においては、当該事業分離の概要等を、法令に従って具体的に記載する必要があることに留意されたい(連結財務諸表規則第15条の16、第15条の18、財務諸表等規則第8条の23等)。

(2) 固定資産の減損

ア. 減損の要否の判断 (平成24年度より継続、一部を平成25年度に追加)

質問内容

固定資産の減損の要否が適切に判断されているかを確認するため、貸借対照表に計上されている固定資産について、以下の事項を質問した。

- グルーピングの方法
- 減損の兆候の有無の判断方法
- 減損損失の認識の要否の判断方法 (将来キャッシュ・フローの根拠資料を含む)

審査結果

減損の要否の判断について、以下のように十分でない事例が確認された。

- 営業活動から生ずる損益が継続してマイナスになっている等、減損の兆候について慎重な検討を要する状況にあるにもかかわらず、企業独自に設定した基準を適用すること等により、十分な検討を行わないまま減損の兆候が無いものと判断し、その後の検討を省略している事例
- 減損損失を認識するかどうかの判定に際して見積られる将来キャッシュ・フローについて、将来の大幅な損益改善を見込んでいるものの、その根拠が十分に説明されない事例

留意すべき事項

資産又は資産グループの減損の兆候については、企業内部の情報(損益報告等)及び企業外部の情報(市場価格等)に基づき、適切に識別する必要があることに留意されたい(「固定資産の減損に係る会計基準」二1等参照)。

また、将来キャッシュ・フローは、企業の固有の事情を反映した合理的で説明可能な仮定及び予測に基づく必要があることに留意されたい(「固定資産の減損に係る会計基準」二4.(1))。

イ. 減損損失等の計上と開示（平成 24 年度より継続、一部を平成 25 年に追加）

質問内容

減損損失等の会計処理及び開示が、関連する資産も含めて、適切になされているかを確認するため、減損損失等を認識した資産について、以下の事項を質問した。

- 当該資産の内容
- 回収可能価額（正味売却価額あるいは使用価値）の算定方法及び根拠

審査結果

減損損失等の開示について、以下のように記載が十分でない事例が確認された。

- 回収可能価額（正味売却価額あるいは使用価値）の算定方法の記載が十分でなく、計上した減損損失の金額の根拠が読み取れない事例
- 減損損失等を認識した固定資産（のれんを含む）の内容が不明瞭な事例（連結子会社株式の減損に伴うのれんの一括償却であって、減損ではないという理由で、当該損失の内容を注記していない事例を含む）

留意すべき事項

減損損失を認識した場合には、当該減損損失の内容を明瞭に注記する必要があることに留意されたい（連結財務諸表規則第 63 条の 2、財務諸表等規則第 95 条の 3 の 2）。

また、連結子会社株式の減損に伴うのれんの一括償却であっても、実質的にその内容が減損と同様の内容であれば、減損損失を認識した場合と同様の開示が必要であると判断されることがある。

(3) 連結財務諸表作成手続（子会社管理を含む）

ア. 連結の範囲（平成 25 年度に追加）

質問内容

子会社及び関連会社の範囲、並びに連結の範囲及び持分法の適用範囲が、適切に決定されているか確認するために、以下の事項を質問した。

- 他の企業の意思決定機関の支配の有無
- 他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対する重要な影響力の有無
- 連結の範囲及び持分法の適用範囲から除外した会社がある場合にその重要性

審査結果

子会社の範囲の決定に当たって、緊密な者等が所有する議決権が考慮されておらず、本来は子会社となるべき会社が連結の範囲から漏れている事例が確認された。

留意すべき事項

子会社の範囲の決定に当たっては、緊密な者等が所有する議決権を適切に考慮する必要がある点に留意されたい（財務諸表等規則第 8 条第 4 項第 3 号等）。

イ. 連結子会社の会計処理及び連結財務諸表への取り込み（平成 25 年度に追加）

質問内容

連結財務諸表が、連結子会社の会計処理も含めて、適切に作成されているか確認

するため、以下の事項を質問した。

- 連結子会社で行われている会計処理の内容
- 連結子会社の財務諸表の連結財務諸表への取り込み方法

審査結果

在外子会社の決算について、日本基準以外の会計基準を採用しているといった理由で、親会社でその内容を適切に把握していない事例が確認された。

留意すべき事項

連結財務諸表提出会社は、その子会社を含む企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する真実な内容を表示する必要がある点に留意されたい（連結財務諸表規則第3条、第4条等参照）。

（4）金融商品に関する会計処理・開示（平成24年度より継続、一部を平成25年に追加）

質問内容

保有している金融商品（デリバティブ取引を含む）が適切に評価され、必要な事項が開示されているかを確認するため、保有している金融商品について、以下の事項を質問した。

- 当該金融商品の内容
- 実在性及び評価の妥当性の確認方法及び根拠資料
また、減損処理が行われている場合には、以下の事項も質問した。
- 当該減損処理額の算定方法及び根拠

審査結果

保有している金融商品（デリバティブ取引を含む）の内容、リスク、時価等の開示について、以下のように記載が十分でない事例が確認された。

- 合理的な理由なく、保有している金融商品の全体でなく、一部についてのみ注記対象としている事例
- 為替予約取引等の時価として、当該為替予約等の契約額の期末日における評価額を記載している事例

留意すべき事項

保有している金融商品の状況及び時価に関する事項を法令に従って具体的に記載する必要があることに留意されたい（連結財務諸表規則第15条の5の2、財務諸表等規則第8条の6の2）。

また、デリバティブ取引に関する注記における時価は、当該デリバティブ取引により生じる債権又は債務の時価を記載すべきであり、為替予約取引等の時価として記載すべき金額は、当該為替予約等の契約額の期末日における評価額とは異なることに留意されたい（連結財務諸表規則第2条第34号、第15条の7、及び財務諸表等規則第8条第41項、第8条の8）。

（5）偶発債務（引当金の計上を含む）（平成25年度に追加）

質問内容

偶発債務の認識及び関連する引当金の計上が適切に行われているか確認するため、以下の事項を質問した。

- 偶発債務の内容
- 引当金の計上がされている場合に、その計上基準及び計算根拠

審査結果

次のような引当金に関して、その内容についての注記が不十分で、引当金の設定対象とした費用・損失の内容や、当期に費用・損失を計上することの根拠について記載が十分でない事例が確認された。

- 固定資産の除却に関する引当金：減価償却費や減損損失として認識すべき額と、当該引当金で認識する損失の範囲の違いが明瞭に記載されていない事例
- 将来の事象（災害等）への対策に関する引当金：将来でなく当期の費用として認識する根拠が明瞭に記載されていない事例

留意すべき事項

引当金の計上に当たっては、各引当金の計上の理由、計算の基礎その他の設定の根拠を明瞭に記載する必要があることに留意されたい。（連結財務諸表規則第13条第5項第3号、連結財務諸表規則ガイドライン13-5、財務諸表等規則第8条の2第6号、財務諸表等規則ガイドライン8の2-6）。

(6) その他

ア. 重要性の判断（平成24年度より継続）

質問内容

重要性についての判断が適切になされているかを確認するため、重要性が乏しいことを理由として記載を省略した事項がある場合に、重要性の設定方法について質問した。

審査結果

- 重要性の判断について、以下のように十分でない事例が確認された。
- 質的重要性（当該事項の性質等）について全く考慮していない事例
 - 金額的重要性について単一の指標のみ（例えば、総資産に対する一定比率のみ）を検討し、その他の指標について全く検討していない事例

留意すべき事項

重要性が乏しいことを理由として記載を省略する場合には、当該事項の重要性について、慎重かつ総合的に検討すべきことに留意されたい（「企業会計原則注解」注1、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第35項等）。

イ. 特別損失の開示（平成25年度に追加）

質問内容

特別損失の開示が適切になされているかを確認するため、以下の事項を質問した。

- 当該損失の内容、金額の計算根拠
- 特別損失として計上した理由

審査結果

特別損失に属する損失について、事業整理損失や事業構造改善費用といった抽象的な科目名によって掲記しているにもかかわらず、その内容を理解するために必要注記がなされていない事例が認められた。

また、これらの科目名で計上されている損失の中に、減損損失等、他の規定によって、その内容を開示することが求められている損失を含んでいるにもかかわらず、その開示がなされていない事例が認められた。

留意すべき事項

特別損失の「その他の項目」について、損益計算書上の科目名によるだけでは、その発生原因又は性格を示すことが困難な場合には、注記によって記載する必要があることに留意されたい（連結財務諸表規則第 63 条、連結財務諸表規則ガイドライン 62、財務諸表等規則第 95 条の 3、財務諸表等規則ガイドライン 95 の 2 第 2 項）。

また、特別損失の内容として開示すべき事項は、損益計算書における計上科目名等によって判断されるべきでなく、当該損失の実質的な内容に応じて判断されるべきである点に留意されたい。

以 上